

**令和 8 年度 沖縄県国保ヘルスアップ支援事業
(予防・健康づくりアプリ「オーロラ」広報・説明会事業) 業務委託
企画提案仕様書**

1 委託業務名

令和 8 年度 沖縄県国保ヘルスアップ支援事業
(予防・健康づくりアプリ「オーロラ」広報・説明会事業) 業務委託

2 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

本県は、保険者等が県民に広く働きかけるポピュレーションアプローチの新たな手段として予防・健康づくりアプリ「オーロラ」（以下「本アプリ」という。）を開発・提供し、本アプリを通じて健康無関心層に対して健康管理に関する情報発信及び予防・健康づくりのアドバイス等を行い、利用者の行動変容を促すことで、県民の健康意識の向上及び医療費の適正化を図っているところである。

本業務において、効果的な広報及び保険者向け説明会を実施することにより、本アプリの知名度の向上及び利用者数増加、並びに保険者における効果的なアプリ活用方法の理解促進・普及拡大を図ることを目的とする。

4 委託料上限額

委託料の上限額は、9,075 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 委託する業務及び企画提案に係る留意事項

本アプリ及びインセンティブを用いて実施する利用促進キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）（注）に係る次の広報業務・保険者向け説明会業務について企画提案すること。

（注） 本アプリの新規利用者獲得及び利用促進を目的として、県及び沖縄県国民健康保険団体連合会が共同で今年度 2 回の実施を予定しているキャンペーンのことである。本アプリ内で、睡眠・食事・飲酒・ウォーキング・体重などの健康づくりの取組に応じてコインを獲得し、一定のコイン数を獲得した者に対して賞品を贈呈する（賞品代は別途予算措置あり）。なお、実施期間は、契約締結後、調整の上、第 1 期は令和 8 年 11 月 1 日～11 月 30 日の 30 日間、第 2 期は令和 9 年 1 月 4 日～令和 9 年 2 月 4 日の 31 日間の実施を予定。詳細は、別紙 1 を参照すること。

(1) 周知サイトの開設・運営

本アプリ及びキャンペーンの周知を図るサイトを独自ドメインで開設し、運営する。

内容については、オーロラの機能紹介、キャンペーンの概要紹介、賞品応募方法の説明、健康づくりに有効な情報その他効果的な内容を含むこととする。

サイトの効果を検証するため、アクセスログ等の分析を行う。

その他、サイトの運営や作成するコンテンツに関しては独自提案事項とする。

(2) 周知ポスター及びチラシの作成・印刷・送付

本アプリ及びキャンペーンの周知ポスター及びチラシを作成、印刷、配付する。

デザインについては、既存のデザインを元に作成することも可とする。なお、既存のデザイン等データについては、県から ai 形式で提供することとする。

また、周知ポスター(片面カラー)は 500 枚程度、チラシ(両面カラー)は 15,000 枚程度を印刷する。なお、配付方法等については、契約後に調整することとし、応募時の見積は不要とする。

(3) 効果的な広報媒体の選定及び展開

本アプリ及びキャンペーンの認知拡大を図るため、費用対効果を最大限に考慮した広報活動を展開すること。なお、広報媒体の選定にあたっては、以下の要件を満たすこと。

ア テレビ広告・WEB 広告の2媒体を必須とすること

イ その他の広報媒体(ラジオ・新聞・交通広告等)の追加については任意提案とするが、一般大衆向けの認知拡大効果とコストのバランスを客観的に説明できるものであること。

(4) 保険者向け説明会の開催

アプリ記録と連動した多様な保健事業の展開を促し、保険者が本アプリの具体的な活用イメージを持てるよう、県内市町村(健康増進・国保担当部門等)を対象とした集合形式の説明会を開催する。

説明会では、アプリから得られるデータの具体的な利活用方法や、市町村独自のイベント設定方法、保健事業の推進に資する県内市町村の活用事例等を周知する(※実際のアプリデータは使用しない)。なお、開催日時や詳細な内容については、契約後に調整するものとする。

(5) その他

事業の目的達成のため、独自の工夫及び取組を行う。

(例：メディア等とのタイアップ、タイアップ広告、SNS 広告等)

※ 広報は、国民健康保険被保険者を対象とすることを前提とし、必要に応じて、県内国民健康保険の各保険者（市町村担当部署）との連携をしながら周知等を実施できるものとする。

ただし、キャンペーンの参加者については、国民健康保険被保険者に限らない。

6 著作権

本業務で制作した全ての成果物の著作権は、原則、県に帰属することとする。これと異なる取扱いをする場合は、企画提案書にその内容を記載すること。本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。

受託業者は、成果物に関して著作権人格権を行使しないことに同意すること。また、当該成果物の著作権が受託業者以外の者であるときは、当該著作権が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

7 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」は、以下のとおりとする。

- ① 契約金額の2分の1を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査等の統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本・送付
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他上記以外に容易かつ簡易な業務であって、県と別途協議を行い認められた業務

8 その他の留意事項

- (1) 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、委託事業者決定後、県と協議の上、委託業務を決定し、実施するものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。